

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から同年 9 月までの期間、63 年 3 月及び平成 5 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月から同年 9 月まで  
② 昭和 63 年 3 月  
③ 平成 5 年 10 月

申立期間①については、私の母が昭和 62 年 9 月か同年 10 月頃に 7 か月分の国民年金保険料を一括で納付した。申立期間②については、私が納付書で納付した記憶がある。申立期間③については、当時勤めていた会社で正社員からパート従業員になるので、厚生年金保険の被保険者資格が無くなると思い、市町村役場に行って国民年金の加入手続を行い、その後、送られてきた納付書で銀行の窓口で納付した。未納の場合には必ず督促状が届き、その度に納付しており、未納期間があることに納得がいかないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「申立期間①の国民年金保険料については、母が昭和 62 年 9 月か同年 10 月頃にまとめて納付し、申立期間②の保険料については、私が納付書で納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 63 年 8 月 8 日に払い出され、20 歳に到達した 62 年\*月\*日に遡及して被保険者資格を取得していることが確認できる上、A 市町村が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の加入手続は、平成元年 4 月 11 日に行われたことが確認できることから、申立期間①及び②当時、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間①及び②の保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、上記の国民年金被保険者名簿によると、申立人が遡及して資格を取得した期間のうち、申立期間②直後の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月ま

での国民年金保険料については、昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの保険料を平成 2 年 7 月に、昭和 63 年 7 月から同年 9 月までの保険料を平成 2 年 10 月に、昭和 63 年 10 月から同年 12 月までの保険料を平成 3 年 1 月に、平成元年 1 月から同年 3 月までの保険料を 3 年 4 月に納付していることが確認できるところ、申立人はこれらの保険料を遡って納付した記憶が無く、当時の記憶が曖昧である上、これらの保険料を納付した時点で、申立期間①及び②の保険料は時効により納付することができなかったものと推認される。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①及び②の間の期間（昭和 62 年 10 月から 63 年 2 月まで）の国民年金保険料は、充当処理され、「平 1. 12. 25 発生」との記載があるところ、年金事務所では、「平成元年 11 月から 2 年 3 月までの保険料が前納された後に、申立人が元年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出がされたことから、納付済みであった保険料を還付することが必要となり、その時点で、時効に至らない未納期間があったことから、充当する処理を行ったものと考えられる。」と回答している。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間③について、申立人は、「国民年金に加入し、送付された納付書で国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、オンライン記録によると、当該期間は、平成 8 年 7 月 22 日に年金事務所が国民年金の被保険者期間とする処理を行っていることが確認できることから、申立期間③当時は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間③の保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、A 市町村が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の申立期間③に係る被保険者資格の取得日（平成 5 年 10 月 1 日）の同市町村における処理日は、8 年 7 月 8 日となっていることが確認できる。

さらに、申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 秋田国民年金 事案 742

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 46 年 3 月まで  
申立期間当時は学生だったので、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと父から聞いていた。既に両親は亡くなっているが、保険料を納付したことは間違いないと思うので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料については父が納付していた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 10 月 1 日に払い出され、20 歳に到達した 43 年\*月\*日に遡及して被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に加入していないため、申立人の父親は、申立人の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続をして保険料を納付したとされる父親は既に死亡しているため、当時の状況について確認できない上、申立期間の国民年金保険料を父親が納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月 18 日から 47 年 4 月 29 日まで  
② 平成 3 年 3 月 31 日から 4 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A株式会社に出稼ぎに行き、B区の事業所で仕事をしていた。

また、申立期間②については、平成2年7月から4年3月末までC区の株式会社Dに正社員として勤務し、同社のE地区とF地区の工場で仕事をしていたが、厚生年金保険の加入記録が3年3月31日までしかない。

申立期間①及び②当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人は、A株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社の当時の役員であった者は、「出稼ぎ労働者については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している上、同人が保管していた昭和46年及び47年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間①について、給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、A株式会社は厚生年金基金に加入していたところ、同社の厚生年金基金の加入記録を管理する企業年金連合会では、「申立人の基金の加入記録を確認したところ、加入記録は無かった。」と回答している。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間①において申立人の氏名は無く、出稼ぎ労働者であることをうかがわせる者の記録も無い。

### 2 申立期間②について、申立人は、「株式会社Dには平成4年3月末まで

勤務したが、厚生年金保険の加入記録は3年3月31日までとなっている。」と主張しているところ、同社では、「当社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は3年3月31日と記載され、備考欄には、3月30日退職、健康保険証返納済と記載されていることから、同日付けで当社を退職したものと考えられる。」と回答している。

また、申立期間②当時、株式会社Dにおいて厚生年金保険の加入記録がある者のうち、連絡が取れた5人の中の一人は、「申立人が勤務していたことを記憶しているが、6か月ぐらいしかいなかった。」と証言している。

3 このほか、申立期間①及び②については、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。